

ここ数年の観光旅行者の急激な増加と、観光産業の著しい発展は目をみはるばかり...とところが、従来わが国では、観光に対する国の基本方針が明らかでなく、そのために社会的にもとかくその重要性が見失われがちであった。

だが、観光のはたす役割は、国民経済的にみて決して小さいものではなく、国際観光、国内観光を問わず、その重要性は極めて増大するばかりである。

そこで、国としても観光の向うべき新しいみちを明らかにし、観光に関する基本的施策の方向を示して、観光の健全な発展を図ってゆこう...という目的で、昨年(38年6月)制定されたのが「観光基本法」である。

本県でもこれと歩調を合わせて、本年3月「熊本県観光基本要綱」を策定し、本県観光の飛躍的發展を図ることとなったものである。(この要綱に基づく本県の観光施策については八頁参照。資料として「観光基本法」の前文と総則を次に紹介します)

観光基本法

観光は、国際平和と国民生活の安定を象徴するものであって、その発展は、恒久の平和と国際社会の相互理解の増進を念願し、健康で文化的な生活を享受しようとするわれらの理想とするところである。観光は、国際親善の増進のみならず、国際収支の改善、国民生活の緊張の緩和等国民経済の発展と国民生活の安定向上に寄与するものである。(中略)

しかるに、現状をみると、観光がその使命を達成できるような基盤の整備及び環境の形成はきわめて不十分な状態である。これに加え、近時、所得水準の向上と生活の複雑化を背景とする観光旅行者の著しい増加は、観光に関する国際競争の激化等の事情と相まって、観光の経済的社会的存立基盤を大きく変化させようとしている。

このような事態に対処して、特に観光旅行者の利便の増進について適切な配慮を加えつつ、観光に関する諸条件の不備を補正するとともに、わが国の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の観光の国際競争力を強化することは、国際親善の

合的に講じなければならない。

- 一、外国人観光旅客の来訪の促進及び外国人観光旅客に対する接遇の向上を図ること。
二、国際観光地及び国際観光ルートの総合的形成を図ること。
三、観光旅行の安全の確保及び観光旅行者の利便の増進を図ること。
四、家族旅行その他健全な国民大衆の観光旅行の容易化を図ること。
五、観光旅行者の一の観光地への過度の集中の緩和を図ること。
六、低開発地域につき観光のための開発を図ること。

七、観光資源の保護、育成及び開発を図ること。

八、観光地における美観風致の維持を図ること。

(地方公共団体の施策)
第三条 地方公共団体は、国の資策に準じて施策を講ずるよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第四条 政府は、第二条の政策を実施するため必要な法制上、財政上及び金融上の措置を講じなければならない。(観光課) 以下略

○：美しい風光に恵まれたわが国...その風光のなかでも、特に傑出した地域を厚生大臣が指定したもので、現在全国に二十一の地域が指定されている。

本県では「阿蘇国立公園」と「雲仙天草国立公園」の二つがあり、ともに最大の観光資源としてその名が高い。

○：この国立公園地域指定のねらいは、自然が人工に汚されることなく、美しい自然のまま存続するよう保護するとともに、これを国民のものとして広く開放して、国民の保健、休養

○：世界各國のうちでは、アメリカが

国立公園

自然の美しさを護ろう

いるので、その管理上にはいろいろと問題が多い。

○：自然の保護には沢山の規則があるが、一般の人々が最もおかし易いのが、木を勝手に切ったり、高山植物を持ち帰ったり、或いは美しい風景を

際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上を図ろうとするわれら国民の解決しなければならない課題である。

ここに、観光の向かうべき新たなみちを明らかにし、観光に関する政策の目標を示すため、この法律を制定する。

第一章 総則

(国の観光に関する政策の目標)

第一条 国の観光に関する政策の目標は、観光が国際収支の改善及び外国との経済文化の交流の促進と、国民の保健、勤労意欲の増進及び教養の向上に貢献することにかんがみ、外国人観光旅客の来訪の促進、観光旅行の安全の確保、観光資源の保護育成及び開発、観光に関する施設の整備等のための施策を講ずることにより、国際観光の発展及び国民の健全な観光旅行の普及発展を図り、もって国際親善の増進、国民経済の発展及び国民生活の安定向上に寄与し、あわせて地域格差の是正に資することにあるものとする。(国の施策)

第二条 国は、前条の目標を達成するため、次の各号に掲げる事項につき、その政策全般にわたり、必要な施策を総

観光くまもと、の合言葉

- ★ 観光客を あたたかく迎えましょう
★ 観光地を きれいにしましょう
★ みんなの力で 観光くまもと、をつくりましょう

ぶちこわすような建造物を建てたり...お互いにみんなの国立公園として、自然の保護には十分心を配りたい。

○：国立公園には、厚生省より派遣された管理員(レンジャー)が駐在して、広大な管内の管内に当って、

ともあれ、山と海に二つの国立公園をもつわが熊本県...自然の美しくさをいつまでも保たせ、育てたいものである。(観光課)

詩でも知られて有名。春と秋は殊に燃えるような鮮やかさ。「天草大展望コース」というのが考えられている。つまり長崎

天草西海岸―水俣・鹿兒島の点を結ぶ線。天草町を訪れる観光保養客の七割が県外客であつてみれば重要な動脈。例年三万人程度が、ことしはグンと二割増し。問題は宿泊能力で、目下、国民宿舎に大きな期待がかけられている。下田温泉五ヶ年計画で急務とされているのが駐車場、自然公園などの施設対策。また大江にある浜木綿の里には浜木綿が密生しているが、これを観光資源として生かそうという計画が熟している。

夏はさすがにピクニック。高浜の白鶴浜海水浴場や松林のある海辺のキャンプ場は年をおって活況を呈している。

この夏、熊本市で開かれた観光展でのPRが効いて、その時配ったチラシを頼りに訪れた客も少なくないということ、改めてPRの効用を確認している。

切支丹文化を盛る郷土館も

▲本渡市V

天草下島の玄関口。産業交通面での要衝でもあり、本渡市の発展は天草島の繁栄につながる。毎年ここに訪れる観光客は二十四万人を超えるが、ことしは三十万人を上廻る予想。観光ブームは急速に

のびている。いずこの観光地を廻っても一番の悩みは施設整備の問題だが、本渡市も多聞にもれない。まず道路だ。急激にふえた交通量の調整と、市内観光コースの高度化をねらった十萬山公園環状線の開発、駐車場と休憩所の増設は市の観光十ヶ年計画でも強調されている。十萬山からの展望は、雲仙、水俣、八代が手に取るようにみえて絶景。本渡市には切支丹の遺跡が多いが、切支丹関係の資料と天草の歴史をまとめた郷土館の建設の構想がある。その他、楠浦の五色島の開発、大本渡港造成など本渡観光の夢はふくらんでいる。

健全なレクリエーションの場に

▲上益城郡矢部町V

緑川の上流、溪谷の美しさを誇る緑仙峽。広大な大矢野の高原。国見岳を中心とする内大臣の山岳。矢部町随所に点在する史蹟群。

六つの県立公園のうち、最もバラエティに富んでいるのが、矢部郷だ。しかも、これら自然の風光が、四季折々に美しさをみせてくれるのだ。春のわらび、秋の紅葉、夏は平地より六、七度は低いし、冬はスキー、スケートが楽しめる。

これに温泉でもあればいいことなしとばかり調査してみたが、水のきれいな土地には温泉はでないという。天は二物を与えなかつたわけだ。しかし、矢部町観光の基本線は決まった。青少年のための